カルタヘナ法に基づく栽培用種子等の輸入時の検査について

(カルタヘナ法:遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律)

1. 趣旨

カルタヘナ法に基づく承認が得られていない遺伝子組換え生物等が、我が国に輸入されることを防止するため、同法第31条第1項の規定に基づき植物防疫所において輸入時の検査を実施しています。

2. 検査対象及び分析方法

(1) 栽培用アマ種子

対象: FP967 (7th乳酸合成酵素阻害剤型除草剤耐性) 平成 22 年 7 月 1 日~

方法: リアルタイム PCR 法(検出限界 0.01%)

(2) 栽培用パパイヤ種苗

対象: PRSV-YK (パパイヤリングスポットウイルス耐性) 平成 23 年 2 月 22 日~

PRSV-SC (パパイヤリングスポットウイルス耐性) 平成 27 年 4 月 1 日~

方法: リアルタイム PCR 法 (検出限界 1 % (YK)、0.5% (SC))

(3) 栽培用ワタ種子

対象:遺伝子組換えワタ全般 平成25年3月1日~

方法: リアルタイム PCR 法(検出限界 0.1%)

3. 検査結果

検査結果は、以下の表のとおりです。検査の結果、対象の遺伝子組換え体が検出された場合、カルタヘナ法違反となり、我が国で流通や栽培等することはできません。

	栽培用アマ種子		栽培用パパイヤ種苗		栽培用ワタ種子	
	検査件数	検出件数	検査件数	検出件数	検査件数	検出件数
平成 23 年度	1件	0件	47 件	0件		
平成 24 年度	0 件	0 件	17 件	0件	0 件	0 件
平成 25 年度	4 件	0 件	25 件	1件(1)	0件	0 件
平成 26 年度	1件	0件	19 件	1件(1)	10 件	9件(2)
平成 27 年度	0件	0件	19 件	0件	6 件	2件(3)

輸入元国:(1)台湾、(2)中国、ギリシャ及び米国、(3)インド及び米国

○過去の水際検査について(参考)

1. 調査対象、期間及び分析方法

(1) 栽培用トウモロコシ種子

調査対象:

CBH351 (除草剤グルホシネート耐性及びチョウ目害虫抵抗性) 平成 17 年 3 月 1 日~平成 22 年 3 月 31 日

Bt10 (チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性)

平成 17 年 5 月 27 日~

DAS59132 (コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性) 平成 20 年 4 月 7 日 ~ "

分析方法:ラテラルフロー法またはPCR法(検出限界 0.05%)

(2) ばれいしょ生塊茎

調査対象:

ニューリーフ (害虫抵抗性)

平成 18 年 3 月 3 日~平成 20 年 3 月 31 日

ニューリーフ・プラス(害虫抵抗性及びウイルス抵抗性)

ニューリーフY (害虫抵抗性及びウイルス抵抗性)

"

分析方法: PCR法(検出限界 0.1%)

2. 検査結果

	栽培用	トウモロコシ種子	ばれいしょ生塊茎		
	検査件数	検出件数键	検査件数	検出件数键	
平成 16 年度	31 件	0 件			
平成 17 年度	118 件	0 件	2 件	0 件	
平成 18 年度	117 件	0 件	輸入実績なし		
平成 19 年度	109 件	0 件	9件	0 件	
平成 20 年度	116 件	0 件			
平成 21 年度	132 件	0件			